

令和3年11月八戸市議会臨時会

報 告 事 件

11月市議会臨時会に報告すべき事件

| | | |
|--------|---|----|
| 報告第36号 | 専決処分の報告について ----- (八戸市公会堂・公民館耐震改修建築工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分) | 3 |
| 報告第37号 | 専決処分の報告について ----- (八戸市公会堂・公民館耐震改修電気設備工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分) | 5 |
| 報告第38号 | 専決処分の報告について ----- (八戸市公会堂・公民館耐震改修機械設備工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分) | 7 |
| 報告第39号 | 専決処分の報告について ----- (八戸市総合保健センター建設事業第2期工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分) | 9 |
| 報告第40号 | 専決処分の報告について ----- (自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めること の専決処分) | 11 |

報告第36号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和3年11月25日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

先に請負契約を締結した八戸市公会堂・公民館耐震改修建築工事について、設計変更により契約額を変更することを専決処分したから報告するものである。

処分第28号

八戸市公会堂・公民館耐震改修建築工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について

八戸市公会堂・公民館耐震改修建築工事の請負について、次のように一部変更契約を締結することを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和3年11月8日

八戸市長 小林 眞

契約額「1,212,549,800円」を「1,249,908,000円」に変更する。

報告第37号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和3年11月25日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

先に請負契約を締結した八戸市公会堂・公民館耐震改修電気設備工事について、設計変更により契約額を変更することを専決処分したから報告するものである。

処分第29号

八戸市公会堂・公民館耐震改修電気設備工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について

八戸市公会堂・公民館耐震改修電気設備工事の請負について、次のように一部変更契約を締結することを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和3年11月8日

八戸市長 小林 眞

契約額「530,862,200円」を「533,005,000円」に変更する。

報告第38号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和3年11月25日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

先に請負契約を締結した八戸市公会堂・公民館耐震改修機械設備工事について、設計変更により契約額を変更することを専決処分したから報告するものである。

処分第30号

八戸市公会堂・公民館耐震改修機械設備工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について

八戸市公会堂・公民館耐震改修機械設備工事の請負について、次のように一部変更契約を締結することを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和3年11月8日

八戸市長 小林 眞

契約額「240,447,900円」を「240,548,000円」に変更する。

報告第39号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和3年11月25日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

先に請負契約を締結した八戸市総合保健センター建設事業第2期工事について、設計変更により契約額及び期間を変更することを専決処分したから報告するものである。

処分第27号

八戸市総合保健センター建設事業第2期工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について

八戸市総合保健センター建設事業第2期工事の請負について、次のように一部変更契約を締結することを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和3年11月5日

八戸市長 小林 眞

契約額「252,668,900円」を「260,810,000円」に変更する。

期間「契約締結の翌日から360日間」を「契約締結の翌日から令和4年1月31日まで」に変更する。

報告第40号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和3年11月25日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和3年9月7日に新町公園隣地において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第26号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

草刈り作業により飛散した石による自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和3年10月19日

八戸市長 小林 眞

- 1 金額 68,415円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。